

福生市新庁舎建設基本計画

平成 16 年 9 月

福 生 市

目次

1	はじめに	1
	(1) 庁舎の現状	1
	(2) 庁舎建設の経緯	1
	(3) 基本計画策定の目的	2
2	福生市新庁舎建設基本構想	3
	(1) 基本方針	3
	(2) 建設場所	4
3	市議会庁舎建設特別委員会検討結果	5
	(1)〔基本方針1〕市民を守る防災拠点の整備	5
	(2)〔基本方針2〕市民サービスと機能の充実について	7
	(3)〔基本方針3〕簡素で効率的、経済的な庁舎	9
	(4)〔基本方針4〕合併後にも利用可能な庁舎	10
4	新庁舎建設市民検討委員会検討結果（要約）	11
	(1) 基本理念	11
	(2) 検討結果	11
5	福生市の状況	15
	(1) 福生市の概要	15
	(2) 地域特性	16
	(3) 自然	17
6	新庁舎の位置とその周辺環境	18
	(1) 福生市と計画地	18
	(2) 福生市の都市基盤整備	19
	(3) 福生市の主な施設整備事業	21
	(4) 計画地周辺の主な事業	22
	(5) 福生市における市施設	24
	(6) 市民関連施設	25
7	敷地における法規制	26
	(1) 用途地域・容積率・建ぺい率	26
	(2) その他の法規制	27
8	敷地の状況	27
	(1) 概要	27
	(2) 現況図	27
	(3) 敷地の整備状況	28

9	基本計画の方針	28
	（1）基本理念	28
	（2）基本方針	29
10	公開	29
	（1）設計段階での公開	30
	（2）建設段階での公開	30
11	新庁舎の規模・機能の検討	30
	（1）前提条件の整理	30
	（2）機能構成	33
	（3）規模の算定	35
12	配置計画の基本的な考え方	36
	（1）敷地利用の前提条件	36
	（2）配置計画の前提条件	36
	（3）駐車場	38

1 はじめに

(1) 庁舎の現状

福生市の本庁舎は昭和 38 年度に当時としては十分な規模と機能を持つ庁舎として建設されました。しかしながら、その後の人口の増加、昭和 45 年の市制施行などにより行政事務量や職員数が増加し、庁舎が年々手狭となったため、事務効率や市民サービスの低下を招くこととなりました。そのため、平成 4 年度に第三庁舎を建設、平成 7 年度に本庁舎 1 階部分を増床、平成 11 年度から旧健康センターを第四庁舎として使用するなど拡張、分散化を繰り返し対応してきましたが、建物の老朽化、手狭な状況はますます進み、窓口の分散化やエレベーターがないなど、市民サービスへの支障や事務効率の低下は年々拍車がかかっています。

平成 7 年度に行った耐震構造調査では、本庁舎は耐震性がなく耐震補強が必要との指摘がされましたが、補強工事は多額の費用がかかり困難な状況であるため、災害時の市民の安全確保ができず、利便性を欠く不十分な状況となっています。さらに、情報化の進展に伴う電子自治体への取り組みなど行政需要はますます多様化しており、これらの課題への対応も困難な状況です。

(2) 庁舎建設の経緯

これらの状況から、市では平成 12 年 1 月に職員による庁舎建設検討委員会を設置して検討を行い、同年 12 月に庁舎建替えの必要性を含んだ報告を市議会に対して行いました。その後、市議会では平成 13 年 5 月に庁舎検討特別委員会を設置し、8 回にわたる審査を行い「できる限り早期に新庁舎を建設されることが必要であるとの意見の一致を見た。」という調査報告を行いました。この報告を基に、平成 14 年 3 月に市議会に庁舎建設特別委員会が設置され、調査や視察を行い、調査結果を市民に周知し意見の聴取を行いました。その結果、平成 15 年 3 月に「新庁舎建設について市民意見の合意形成はなされたものと認められる。今後は新庁舎建設に向けて市民参加、基本構想など、市民への説明及び意見に十分配慮する。」との調査報告がされました。

平成 15 年 9 月に「福生市新庁舎建設基本構想(案)」が作成されました。広報紙、ホームページ、説明会により市民への説明・意見聴取が行われ、平成 15 年 12 月に「福生市新庁舎建設基本構想」が定められました。

(3) 基本計画策定の目的

平成 16 年に入り、議会では独自に基本構想に基づき、将来を捉えた新庁舎のあり方や機能について様々な角度から検討を行い、8 月 30 日に庁舎建設特別委員会検討結果報告書が庁舎建設特別委員会で承認され、9 月 3 日に市長へ提出されました。

また、公募市民、団体推薦市民、学識経験者による福生市新庁舎建設市民検討委員会が設立され、5 月から 8 月にかけて 6 回の検討委員会と見学会が開かれました。基本構想で定められた 4 つの基本方針に基づき、6 つのテーマで検討が行われた結果、8 月 21 日に検討結果報告書が市長に提出されました。

この基本計画は、これらの成果を踏まえ、市議会の庁舎建設特別委員会での審議及び福生市の新庁舎建設検討委員会による検討を経て、福生市が目指す庁舎の基本的なあり方を定めたもので、今後の基本設計・実施設計の基礎的な条件となり、市の市街地発展と環境向上に寄与すると共に市民に親しまれる新庁舎の実現を目指すものです。

2 福生市新庁舎建設基本構想

(1) 基本方針

(イ) 市民を守る防災拠点の整備

市庁舎は大地震などの防災拠点として市民の安全を守る大きな役割をもっています。また、広域的な被害に対しては相互の支援センターとして、災害復興時には復興支援本部としての機能を果たさなければなりません。従って、高い耐震性を有するとともに、災害時の本部機能を十分に発揮できる施設、設備とします。

(ロ) 市民サービスと機能の充実

総合窓口の開設や電子自治体への取り組みなど市民サービスの方法も大きく変化します。また誰でも自由に利用できるように施設のバリアフリー化など市民サービスと機能の充実を図ります。

(ハ) 簡素で効率的、経済的な庁舎

出口の見えないデフレ不況の中、税収の落ち込みはますます厳しさを増し、自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中での庁舎建設は極めて慎重な財政計画のもとで行わなければならず、経済性が重要となります。従ってシンボルの要素や華美な要素を排除し、機能性、効率性を重視して建設費の低減を図ります。また、維持管理費の低減が図れる庁舎、地球環境問題に配慮した庁舎とします。

(ニ) 合併後にも対応可能な庁舎

市町村合併問題は現在具体的ではありませんが、今後出てくることが予想されます。しかし、この問題は結論がすぐには出せないものであり、そのために庁舎建設を待っていることはできません。従って、合併後にも対応が可能な庁舎とします。

(2) 建設場所

庁舎建設場所は厳しい財政状況並びに早期建設を考えると新たな用地の取得は選択肢から除外せざるを得ません。候補地として現在地、自由広場（学校用地）、福生野球場、第一小学校、片倉跡地の5箇所について検討を行い、以下のような条件に適合する現在地が最も適している結果となりました。

早期性	用地確保の必要がなく、現在の敷地内で早期に建設が可能である。
安全性	地盤は強固で、周辺道路も整備済みであり防災拠点として安全性がある。
経済性	既存建物の解体はあるが、用地買収の必要や移転する物件がないため経済性は高い。
利便性	現在地は市の中心部にあり、駅からも近く便利な場所である。
周辺環境	中心市街地として郵便局、金融機関などが立地し、庁舎建設に適した場所である。
必要面積	他の候補地に比べ最も狭小であるが、必要面積は確保できる。駐車場は立体化を検討する必要がある。
法令適合性	近隣商業地域であり、中高層建物は可能である。

3 市議会庁舎建設特別委員会検討結果

(1)〔基本方針1〕市民を守る防災拠点の整備

(イ)防災システム

設 備

情報を適格に収集・把握できる機器を整備する

ソフト

行政及び市民等との円滑に情報のやり取りができる安価でかつ汎用性のあるシステムづくり

(ロ)建 物

市民情報の保護を大前提として、一番集まりやすい場所

(ハ)会議室

緊急時に転用できる会議室

(ニ)議 場

議場の防災本部としての活用

(ホ)避難場所

避難場所として平面を多く取ると同時に駐車場の立体部分の活用

(ヘ)備 蓄

災害対策本部用の備品・食料等を確保する

(ト)議場施設等(議会棟)

議場について

)議場設備について

- 本会議場(傍聴席を含め)でパソコンを使用可能にする(アクセスポイントの設置)
- 議場のスペースをできる限り確保する(予算、決算でも使えるような議席・理事者席のスペースの確保)
- 馬てい型・だ円型などが望ましい
- 議員の机は一人独立型とする
- イスは固定式にしない
- 議場は明るくする(自然光を取り入れる)
- 議席数は(フレキシブルに)柔軟に

)傍聴席について(バリアフリー・聴覚障害者席・報道席等)

- 傍聴席は可能な限り多数確保する
- ひな段式
- 理事者と議員が見えるような傍聴席（例）馬てい型 左右から見える席
- 出入口に近い所に車イスの方の席を設ける
- 傍聴席に報道カメラ用のスペースを設ける
- 一般席と記者席は区分する
- 議場と傍聴席は一定の高さと距離を確保する
- 傍聴席にはミニ机板（メモテーブル）の設置可能なイス（防災センター時には職員が使用）
- 子どもづれの親子が傍聴できる配慮

）対面方式について

- 対面方式を取り入れる
- 可動式とする
- 場所はサイドか真ん中

）放送設備等について（TVモニター等）

- モニターは庁舎内で受信可能な方式
- 議場の中にカメラスペースを設ける（報道用）
- 柔軟な仕組み、専門家がいないシステム、シンプルなシステム

v) 多目的使用

- 防災拠点
- 本会議以外の活用

委員会室等について

- 全員協議会が開ける傍聴席付き大型委員会室と委員会が開ける傍聴席付き中型委員会室を設ける

会派室について

- 会派室のスペースは確保しておく。会派室有りの場合、間仕切りは可変式とし開放的なものを目指す

正副議長室、応接室について

- 正副議長室は実用的なものとし、応接室を複数設ける

控室、休憩室、打合室等について

- 議員控室は全員で食事がとれ、集まれるスペースとする

議会事務局、議会図書室について

- 議会事務局は必要なスペースを確保しカウンターを設ける
- 議会図書室は充実を図る
- 議会事務局は出入りする人を確認できる場所に置く

理事者待機室について

- 理事者待機室はモニター設備のある会議室で対応する

議会施設等（議会棟）

- 技術革新に対応できるIT化

その他

- フロアは「威厳」はあっても「威圧感」のないものに、またできるだけ安価に
- 基本的には議会棟は禁煙とする
- 鍵のかかる大きめなロッカーを設ける

（チ）その他

- 1階に防災PRコーナーを常設
- 屋上にヘリコプターの発着所
- 防災本部員（職員）は最低限パソコン等の操作が自由にできるよう訓練しておく（職員のレベルアップ）
- 年に1回は警察・消防・消防団と連携して防災訓練を実施する（防災本部を立ち上げる）

（2）〔基本方針2〕市民サービスと機能の充実について

（イ）総合窓口について

フロアマネージャー（案内係）

- 来庁時に安心感を持てるフロアマネージャー

利用者が一箇所ですむ窓口（ワンストップサービス）

- 利用者が一箇所ですむ窓口（ワンストップサービス）の導入

だれでもやさしいフロア、窓口

- だれにでもやさしいフロア、わかりやすい窓口

職員のサービス意識の向上

- 市民をお客様として迎える心、市民のためのサービス業
個人情報保護

- プライバシーが確保できるスペース

ITの有効活用

- ITの有効活用は最大限に、経費は最小限に

その他

- 基本的には庁舎内は禁煙

(ロ) バリアフリーについて

施設と設備

- 施設と設備は安全で使いやすく、きめ細かい配慮を
だれでもトイレの設置

- だれでもトイレの設置

乳幼児対策

- 子ども連れの来庁者への十分な配慮

情報提供

- 情報提供におけるバリアフリー

職員対応

- 職員の心のバリアフリー

その他

- 雨の日の傘の対策

(ハ) 駐車場について

利用台数の確保

- 車両のスペースを充分に取りながら、利用台数は最大限に確
保する

出口について

- 安全でスムーズな出入口

料金・管理について

- 利用者への安全、公平な管理

庁舎へのアクセス

- スムーズな庁舎へのアクセス

環 境

- 環境にやさしい駐車場

(二) その他

- 駐輪場を現在のスペースよりも大きくとって欲しい
- 駐輪場の一台一台のスペースの確保
- 入りやすい駐輪スペースの設置
- 十分な自転車置き場の確保
- 駐輪場は現在よりも広く、屋根を設置
- 庁舎の外周に福生市のイメージできる外構
- 市の情報コーナーを1階に設置
- 1階で議会が見られるテレビの設置
- 緑化
- 屋上の緑化
- 憩いの場(大きな木の確保)
- 緑を忘れずに植栽(巣箱などを設置できる木を植える)
- 来庁者はお客様という心で
- 貯水槽に浄水器で配水管のさび防止と軟質性にしてやさしい水を
- 防災の説明コーナー
- 福生の観光コーナー
- 喫茶コーナー、軽食コーナー

(3)〔基本方針3〕簡素で効率的、経済的な庁舎

(イ) 建物の材質・備品など

- 総合的な費用を検討する

(ロ) 自然環境の利用

- 屋上緑化・雨水自然光等を費用対効果を確認して採用

(ハ) 維持管理

- 維持管理しやすい機器の配置と日常管理の改善

(二) 利便性

間仕切り

- 執務室は大部屋方式で会議室は間仕切り可動

動線

- 来庁者の流れを考えた配置
- エスカレーターは設けずエレベーターのみとする
- 歩きやすい階段にする（外が見える・色を変える）

（ホ）展示物

- 壁面の有効利用

（ヘ）喫煙について

- 基本的には全館禁煙とする

（４）〔基本方針４〕 合併後にも利用可能な庁舎

（イ）あらゆる変化に対応できるフロアづくり

- IT化
- 移動手段
- 広いフロアづくり
- 間仕切りの自由化
- 扉、備品

4 新庁舎建設市民検討委員会検討結果（要約）

平成 16 年 5 月から 8 月の間に、市民による福生市新庁舎建設市民検討委員会が開かれました。検討委員会と、市民見学会が行われ、6 つのテーマで検討が行われた結果、8 月 21 日に検討結果報告書が市長に提出されました。

（１）基本理念

市民に開かれた市役所と市議会をめざし、“市民とともにある新庁舎”の実現を図ります。

“市民と行政の協働を実現できる新庁舎モデル”として構想し計画します。情報交換、コミュニケーションが可能で市民参画をうながす機能と場所を持った新庁舎とします。

中心市街地の再編を目指し、福生市の新たな顔として、市民にとって魅力的で共感できる施設計画、環境計画、景観計画とします。

業務効率と行政サービスの向上、行政満足度向上のための創意工夫が実現でき、社会的変化や行政的な変化に対応できる施設計画、管理運営に基づいた新庁舎とします。

災害時においても平常時においても市民の安全と安心が確保でき、防災、国際性にも対応した、市民の信頼に応えられるユニバーサルな新庁舎とします。

市民による検討委員会を継続的に設置、活用して、基本設計・実施設計・建設・運営等の各段階において市民と行政の協働を実現します。

新庁舎建設を機に行政システムを見直し、職員と議員が意識を一新し、市民の期待と信頼の得られる魅力的な自治体となるための創意工夫と努力を行うことを期待します。

（２）検討結果

（イ）市民活動の場としての開かれた市庁舎

市民が気軽に訪れたい魅力ある庁舎

- 公園の中に建っている庁舎
- 訪れる人が入りやすく身近に感ずる建物のデザイン
- 市民が気軽にくつろげる憩いの場
- 職員サイドと市民サイドの堺のない窓口空間
- 託児スペースがあり子どもが退屈しないコーナー
- 市民と職員がくつろげるレストラン、喫茶コーナー

市民が有効に利用できる庁舎・議会

- 議会スペースや会議室を多目的に利用できるようにする
- 夜間や休日に施設を有効活用できる庁舎
- 駐車場が休日でも利用できる市役所
- 「七夕まつり」や民行事のときに活用できる庁舎

市民の自主的な活動を支える場としての庁舎

- 市民活動の場所が確保できる庁舎
- 市民活動が展示、公開できる市民ギャラリー
- 市民活動と行政の情報交流
- 市民や障害者の人が作った物などを販売できるスペース

(ロ) 設計、建設、運用段階での市民参加

市民参加によりつくりあげる新庁舎

- 市民参加の重要性を理解している設計者の選定
- 市民にわかりやすい形で設計者の選定
- 市民による検討会、ワークショップの継続的实施。市民の意見が設計に反映される場の設置

(ハ) ユニバーサルデザインの実現

すべての人のユニバーサルな利用を促す新庁舎

- 利用する立場や状況を考慮したユニバーサルなデザイン
- 人的なアシストも含んだ形でのユニバーサル化
- 様々な立場の人からの意見の聴取
- 設計段階での市民による検証
- オンラインサービス等による総合的なユニバーサル化

(二) 周辺環境への貢献と市民空間の実現

計画敷地内の樹木への配慮

- 樹木のもたらす緑陰空間の尊重
- 市庁舎機能に調和するランドスケープとしての樹木

公園や広場のように市民が憩える場所の創出

- 市民が集える広場の設置
- 市民が公園のように使える外部空間を持つ市庁舎

駐車場の利便性と景観形成の両立

- 市民が市庁舎を訪れる時の利便性の確保
- 街なみの形成と景観への貢献を考慮した駐車場
- 建設コストが許される範囲での、可能な限りの地下化等の工夫の採用

公用車駐車場敷地の有効利用

- 本体敷地との一体的な計画
- 本体敷地と隔てる道路のあり方の検討
- 周辺の住環境に配慮した計画

(ホ) 市庁舎の機能変化等への対応

庁舎機能と市民機能の一体性による将来変化への対応

- 行政と市民が協働して将来への機能変化に対応する場の実現
- 庁舎機能と市民利用機能の一体性
- 広い市域の新しい庁舎に生まれ変わる可能性

地域の財産としてのパブリックスペースが持つ将来性

- ゆとりある空間構成
- 市民が共有できるパブリックスペース

(ヘ) 市民を守る防災拠点としての市庁舎

市民が頼れる防災本部の拠点整備

- 防災インフラ、機材の整備
- コマンドポストとして機能する新庁舎
- 防災ボランティアが活動しやすい庁舎
- 障害者を含む様々な立場の人々への配慮
- 災害時の拠点としてのパブリックスペース

非常時に転用できる庁舎機能

- 多目的に利用できる市民ロビー
- 非常時に転用できる会議室や議場

5 福生市の状況

(1) 福生市の概要

福生市は、武蔵野台地の西端、多摩川の東側に東西約 3.6km、南北約 4.5km にわたって広がっている、人口約 62,000 人の都市です。都心からの距離は約 40km です。J R 福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接しています。市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の 32%を



地形は東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には「ハケ」と呼ばれる崖線が連なっています。段丘の斜面には地下水が流出し、各所で湧水が見られます。大部分の地質は関東ローム層ですが、多摩川の低地は沖積土になっています。



(2) 地域特性

(イ) 人口

人口停滞期（明治～昭和15年頃）

明治35年から昭和15年頃までの福生の人口は、横ばいか微増程度で推移していました。この頃の福生は、養蚕の盛んな純農村地帯でした。

人口増加期（昭和15年～35年頃）

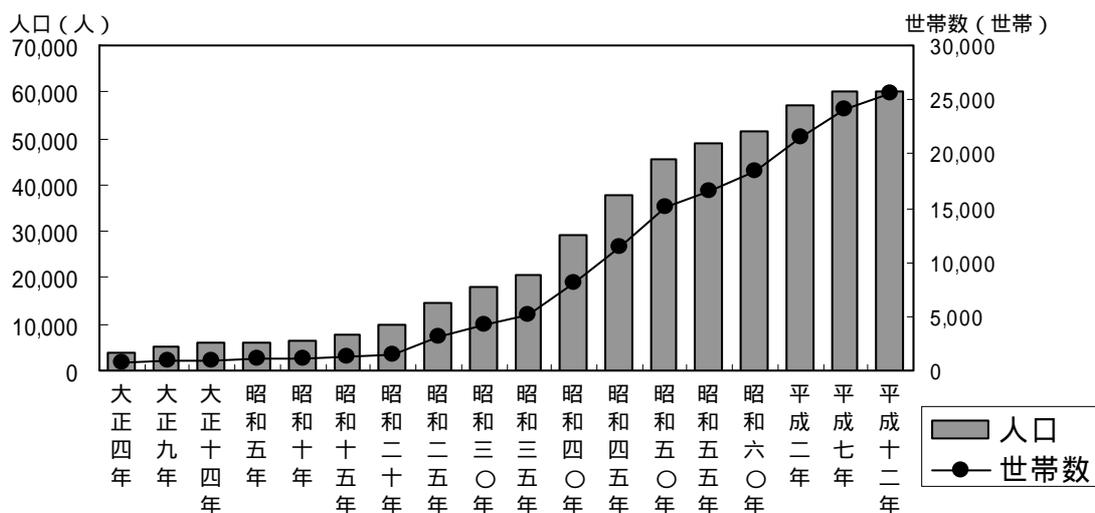
昭和15年の多摩飛行場建設より軍都として発展しました。戦後は米軍横田基地の基地関連サービス業等が激増し、人口は増加傾向となりました。

人口急増期（昭和35年～50年頃）

住宅団地の開発により、都心のベッドタウンとして急速に宅地化が進み、高度成長期の15年間に福生の人口は急増しました。

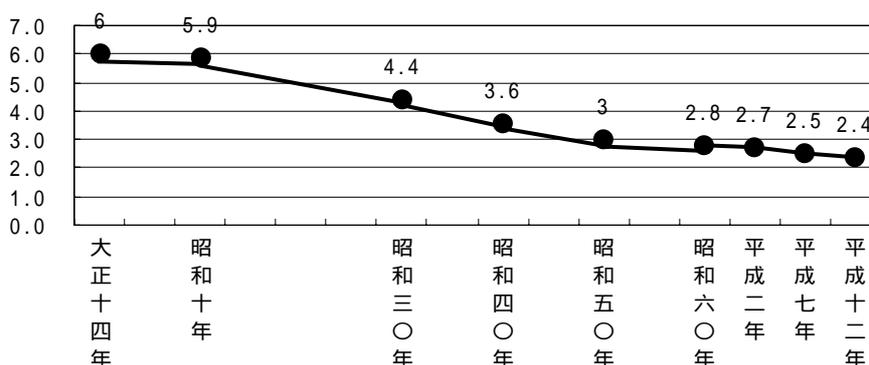
安定成長期（昭和50年頃～）

転出が転入を上回る現象が生じましたが、自然増がこれを上回りました。その後は、少子化の現象と相まって人口推移は、微増傾向です。



(ロ) 少子化

世帯当たりの人数は近年の少子高齢化、核家族化の進展により減少の一途をたどっています。

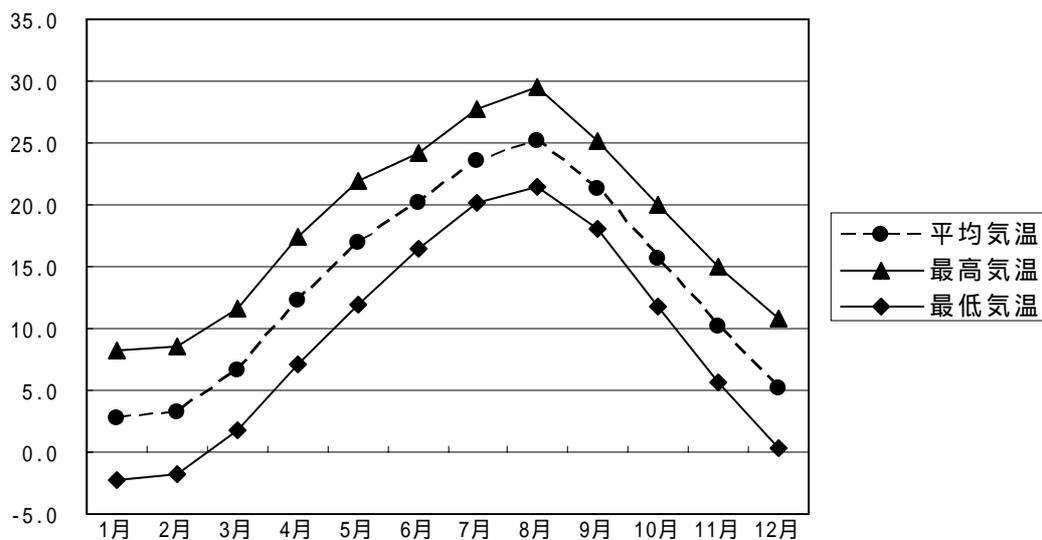


(3) 自然

(イ) 自然環境

気 温

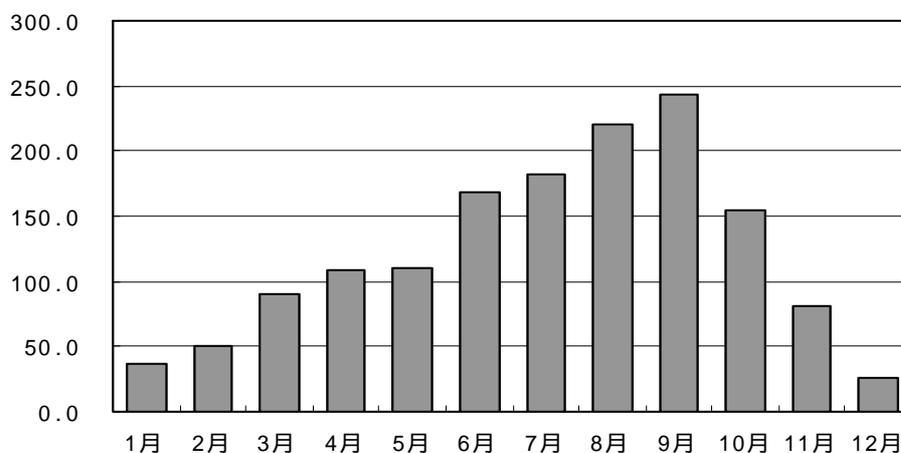
東京都心に比べると、福生市の気候は周辺に豊かな自然が広がり、ヒートアイランド現象も少なく過ごしやすいが、山間部に近いので気温の寒暖差がやや感じられます。



気象庁 青梅観測データ (1979-2000年による)

降水量

おおむね関東地方太平洋側の特徴を持っています。冬は雨が少なく乾燥し、梅雨期と夏は降雨量が多い時期があります。



気象庁 青梅観測データ (1979-2000年による)

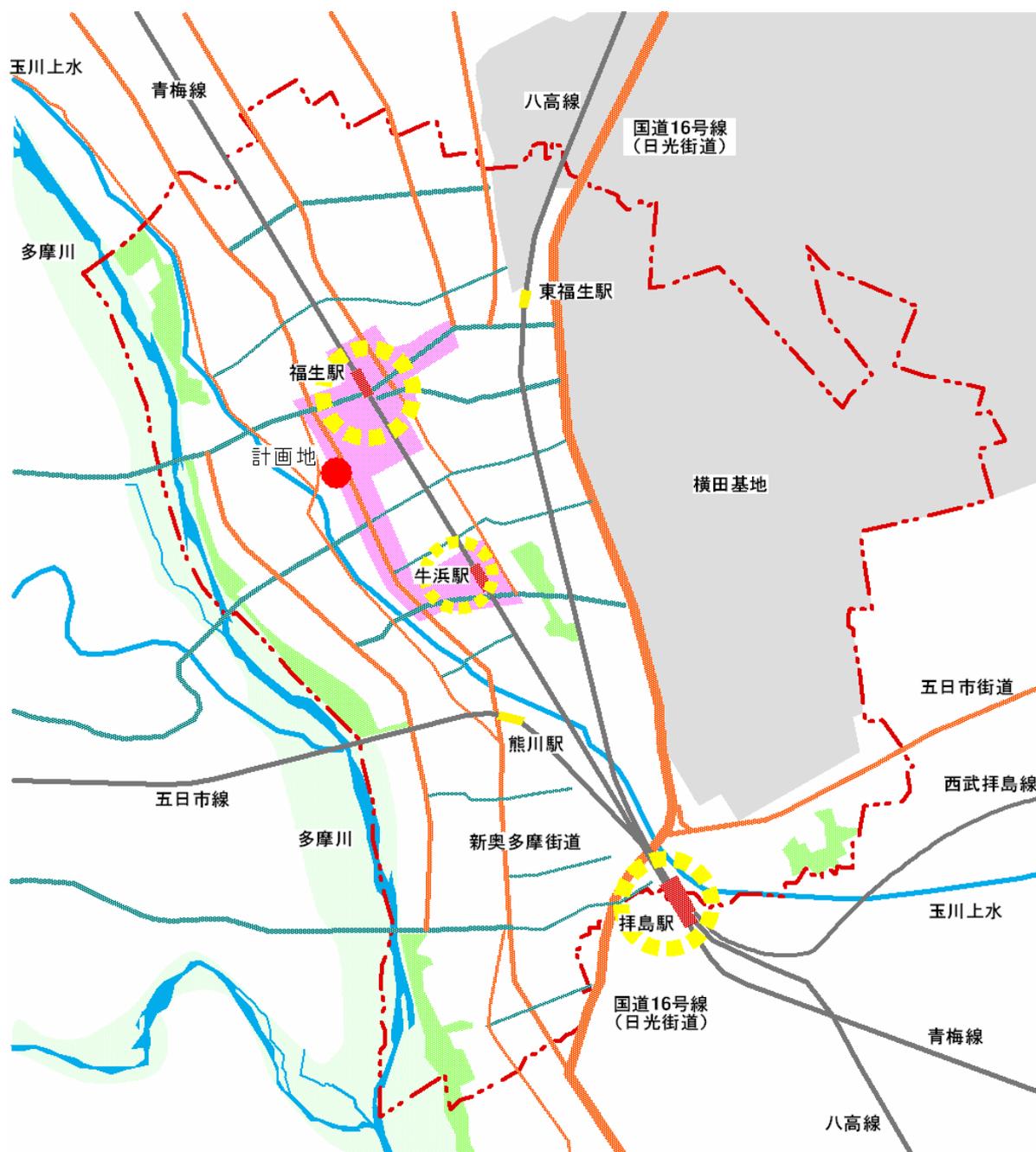
6 新庁舎の位置とその周辺環境

(1) 福生市と計画地

(イ) 都市構造

福生市の東側には横田基地が位置し、市を南北方向に鉄道や主要道路が走っており、東西方向には補完する地方道路が走っています。西側には緑が多い河川敷を持つ多摩川が、北から南に流れています。このように南北方向の都市軸に沿って、福生市の市域が発展しています。

福生駅をはさんで東西に商業地域があり、計画地が位置する新奥多摩街道沿いに中心市街地が発展しています。



(ロ) 基地

米空軍横田基地は福生市・立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町の5市1町にまたがっており、基地面積の3/4が福生市、瑞穂町にあります。また沖縄県を除く国内では最大の米空軍基地であるとともに、在日米軍司令部及び第5空軍司令部がおかれている極東における主要基地で、輸送中継基地としての機能を持っています。

基地内には滑走路を中心に南西側(福生市域側)に管理区域があり、東側(武蔵村山市域側)及び北西側(羽村市域側)に住宅地区があります。

(航空写真)



(位置図)



<横田基地 総面積> 約 7.136 k m² (東西約 2.9km、南北約 4.5km、周囲約 14km)

(2) 福生市の都市基盤整備

平成 11 年に定められた福生市総合計画(第 3 期)は、「やすらぎ、いきいき、輝く街 福生」を将来像とし、平成 22 年度を目標年度にしています。現在は平成 16 年度から平成 18 年度にかけて取り組む事業の実施計画に基づき都市基盤整備が行われています。

(イ) 土地利用

自然の景観や街並み、歴史的な環境に配慮した住環境の確保と地域ごとに特色のある土地利用の誘導に努めます。

(ロ) 市街地整備

災害に強いまちづくりと地域ごとの特徴を生かした開発事業を進めます。

(ハ) 都市景観

自然の景観や歴史的景観を保全し、街並みとの調和を図り、福生らしい都市景観の創出に努めます。

都市空間の創造
自然環境の保存、保全
景観意識の形成

(二) 道路

人間優先、生活尊重の理念を基本に市民の安全性、快適性及び健康を考慮しつつ、道路整備を促進します。

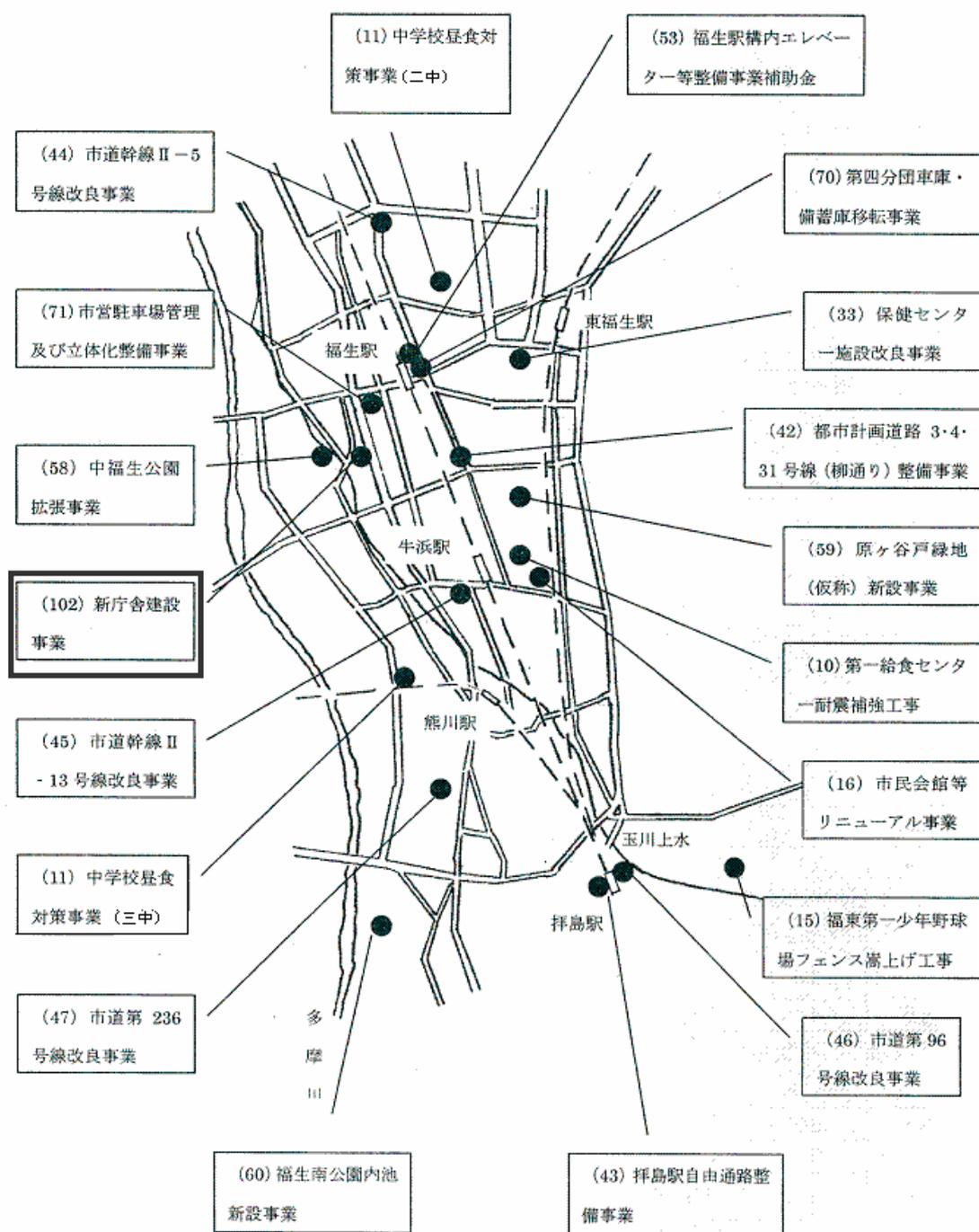
(ホ) 公共交通

安全かつ円滑な鉄道の利用を確保していきます。
生活に密着したバス路線の確保に努めていきます
モノレールの計画を促進します。

(ヘ) 住宅

住環境と福祉に配慮した良質な住宅の確保に努めていきます。

(3) 福生市の主な施設整備事業



福生市 実施計画(平成16年度~平成18年度)

(4) 計画地周辺の主な事業

(イ) 中福生公園拡張事業 (図中番号 58)

都市計画決定区域内の未供用区域の一部を買収し、緑地として保全するとともに、市民に親しまれる公園として整備します。

平成 18 年度 用地買収 1,448 m²

(ロ) 市営駐車場管理及び立体化整備事業 (図中番号 71)

市街地の、道路交通の円滑化を図るとともに、自動車の駐車需要に応じるため、市営福生駅西口駅前駐車場の駐車可能台数 39 台を 80 台に増やし、公衆の利便を図る。

二層 3 段エレベーター式立体駐車場

1 階 30 台、2 階 25 台、3 階 25 台

利用時間 1 階 24 時間

2,3 階 午前 9 時 ~ 午後 9 時

(ハ) 福生駅構内エレベーター等整備事業補助金 (図中番号 53)

車椅子利用者等が円滑に駅を利用できるよう、改札フロアとプラットホームを結ぶエレベーターを設置する。JR が国と市の補助 (補助率各 1 / 3) を受け施工する。福生駅西口側及び東口側からプラットホームまで車椅子の利用を可能にする。

(ニ) 市道幹線 - 13 号線改良事業 (図中番号 45)

本線 (山王橋通り) と五日市街道との交差部分を拡幅し、交通渋滞を軽減し交通安全を図る。平成 16 年度から 17 年度に五日市街道と交差する部分 (約 60m) を 3m 拡幅し右左折レーンを設置する。

(ホ) 市道幹線 - 5 号線改良事業 (図中番号 44)

福生駅東口交差点から羽村市境に向けて改良工事を施工する。平成 14 年度から平成 16 年度に福生駅東口交差点から羽村市境までの歩道幅員を車道側に 1m 拡幅し 3 . 5m とし歩行者等の安全を図る。

(へ) 都市計画道路 3.4.31 号線 (柳通り) 整備事業 (図中番号 42)

平成 12 年度から平成 17 年度に福生駅東口交差点から原ヶ谷戸第二交差点
までを三つの工区に分け幅員 16m に拡幅整備する。